

大府市住宅改修助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅の要援護高齢者及び重度の身体障がい者（以下「要援護高齢者等」という。）の日常生活を容易にするための住宅改修に要する経費の一部又は全部を助成することにより、要援護高齢者等の福祉の向上を図ることを目的として実施する大府市住宅改修助成事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者で、当該居住する住宅を改修する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護者又は要支援者と認定された者

前号の規定に該当する者のほか、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、視覚障がい、下肢障がい又は体幹機能障がいを有する者で、当該障がいの等級が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する1級から3級までに該当するもの

(対象事業)

第3条 事業の対象となる住宅改修は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

浴室、便所、台所、玄関等の手すりの取付け

段差の解消

滑りの防止、移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

引き戸等への扉の取替え

洋式便器等への便器の取替え

前各号に掲げる住宅改修に付帯して必要と認めるもの

2 前項各号に掲げる住宅改修への該当又は非該当の決定及び住宅改修に要する経費の算定については、介護保険法第40条第6号の居宅介護住宅改修費又は同法第52条第6号の介護予防住宅改修費（以下この項及び次条第2項において「介護保険法による住宅改修費」という。）の例による。

(限度額)

第4条 前条第1項各号に掲げる住宅改修に対する市の助成金の限度額は、次のとおりとする。ただし、当該住宅改修に要する経費が、限度額に満たない場合は、当該経費を限度額とする。

対象者	限度額	
	市民税非課税世帯 (ただし、同一敷地の別世帯に課税者がいる場合を除く。)	市民税課税世帯
第2条第1号に該当する者	40万円	10万円

第2条第2号に該当する者	60万円	30万円
--------------	------	------

2 第2条第1号に該当する者が介護保険法による住宅改修費の支給を受けることができる場合は、当該住宅改修費の支給を受け、当該住宅改修に要した経費から介護保険法による住宅改修費の支給を受けることができる額に90分の100を乗じて得た額（介護保険法第49条の2又は第59条の2の規定が適用される場合にあっては、80分の100を乗じて得た額）を控除した額について、助成金を交付する。ただし、当該控除した額が限度額に満たない場合は、前項の規定にかかわらず、当該控除した額を限度額とする。

（申請）

第5条 申請者は、当該工事の着工前に大府市住宅改修助成事業交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

契約書又は工事見積書の写し

改修前及び改修後の見取図

工事予定箇所の着工前の写真

住宅の所有者の承諾書（住宅の所有者が申請者又は同居の親族の場合を除く。）

（決定）

第6条 市長は、前条の申請を受理した場合は、速やかに、調査書（第2号様式）を作成し、その内容を審査し、その適否を決定しなければならない。

（決定通知等）

第7条 市長は、前条の規定により交付の決定又は却下の決定をしたときは、大府市住宅改修助成事業交付決定通知書（第3号様式）又は大府市住宅改修助成事業却下通知書（第4号様式）により申請者に通知しなければならない。

（工事の着手時期）

第8条 工事は、前条の規定による決定通知書を受けた後に着工しなければならない。

（工事の完了時期）

第9条 工事は、決定通知書を受けた年度の3月31日までに完了しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（変更の申請）

第10条 第7条の規定により決定された内容に変更（廃止及び中止を含む。）がある場合は、直ちに市長に大府市住宅改修助成事業計画変更届（第5号様式）を提出しなければならない。

（変更決定通知等）

第11条 市長は、前条の規定による変更届の提出があったときは、大府市住宅改修助成事業変更交付決定通知書（第5号様式の2）又は大府市住宅改修助成事業変更却下通知書（第5号様式の3）により申請者に通知しなければならない。

（完了報告）

第12条 当該工事が完了した場合は、大府市住宅改修助成事業工事完了報告書（第6号様式）に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

領収書等支払証拠書類の写し

工事完了後の写真

(助成金の交付等)

第13条 市長は、前条の規定による報告書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、検査結果通知書(第7号様式)により申請者に通知しなければならない。

2 申請者は、前項の規定による通知書を受けたときは、請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金を交付するものとする。

(受領委任払い)

第14条 申請者は、当該工事の施行を知多北部広域連合介護保険住宅改修費の受領委任払いに係る事務取扱要綱第3条の規定により事業者の登録を受けた事業者に委託した場合は、委任状により助成金の受領を当該事業者に委任することができる。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第15条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

この要綱又は市長の指示に違反したとき。

助成金を交付の目的以外に使用したとき。

当該工事を中止又は廃止したとき。

対象者の死亡又は退院、退所の見込みがなくなった等、事業の効果が見込まれなくなったとき。

助成に関する申請、報告、執行等について、不正な行為があったとき。

その他助成金の運用を不相当と認めるとき。

(助成の制限)

第16条 この要綱に定める助成は、第2条に規定する対象者に対し、1回限りとする。

(関係機関との連携)

第17条 市長は、この事業の実施に当たり、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者等との連携を密にし、事業の円滑な実施を図るものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成27年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。